

豊岡市記者配布資料

年月日	部課名	電話	責任者 (役職名)
2023 年 6 月 28 日(水)	教育委員会事務局 幼児育成課	0796-29-0053 (内線 2531)	吉本 努 (課長)

(件名)

保育料の算定誤り

(内容)

2023(令和5)年度保育料4月から6月の3ヶ月分において、4人の保育料算定に誤りがあることが判明しました。

1 誤徴収額

- (1) 過少徴収額(3ヶ月分)
0歳児 2,400 円、2歳児 A 600 円、2歳児 B 2,400 円 計 5,400 円
- (2) 過大徴収額(3ヶ月分)
1歳児 1,500 円 計 1,500 円

2 経過

- (1) 6月20日に1件の状況変更届(就労先変更)が提出され、7月からの保育必要量が「短時間」から「標準時間」に変更となる内容でした。
- (2) 保育必要量の変更は保育料にも反映させる必要があるため、システムに変更入力を行おうとしたところ、既に「標準時間」となっており、保育料を基準より多く徴収していることが判明しました。
- (3) その後、0歳児から2歳児までの全園児の保育認定の保育必要量と保育料の保育必要量に相違が無い点検を行った結果、4人の保育料算定に誤りがあることが判明しました。
※標準時間(1日最大11時間):両親共働きで1ヶ月の就労時間がともに120時間以上の場合。
短時間(1日最大8時間):両親共働きでいずれかの就労時間が1ヶ月120時間未満の場合。

3 原因

- (1) 申込時と入所までの間、保護者の就労状況に変更があればシステムの保育必要量と保育料の各項目へ入力し、保育料の算定内容と入力(申込)内容が合っているか確認しています。
- (2) 今回は、申込時(前年11月)から3月までの間に状況の変更があったにもかかわらず、システム中の保育料項目へ未入力、保育料算定時でのチェックができていませんでした。

4 今後の対応

- (1) 該当者
ア 保育料過少徴収者には、差額分の保育料の支払いを求めます。
イ 保育料過大徴収者には、過払い分保育料を返還します。
- (2) 再発防止
ア 申込時と入園までの間に状況変更届が提出されれば、内容をリスト化し、システムへの入力前後でリストにチェックします。
イ 保育料算定結果一覧表と入所申込書記載内容(保育必要量、家族構成、就労状況等)の突合・確認を確実にを行います。

《問合せ》教育委員会事務局幼児育成課(担当 北村)

TEL 29-0053(内線 2545)

